

# 出席停止報告書について

出席停止とは、保育園での集団感染や流行感染を予防する対策です。

医療機関で、下記(表1)の出席停止に該当する病気と診断された場合は、

出席停止報告書(裏面参照)を提出いただきますようご協力ください。

保育園では、学校保健安全法で決められた学校感染症の出席停止期間の基準に準じて、特に第二種の感染症は、下記のとおり疾病に応じた出席停止の期間の基準が設定されています。(病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと判断された場合は、この限りではありません)

【表1. 感染症の病名と出席停止の基準】



分類	病名	出席停止の基準
第1種	(※) 下記参照	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後3日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適正な抗菌剤による治療の終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日が経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺、下顎腺または舌下腺の腫脹の後、5日間の経過、かつ全身状態が良好になるまで
	水ぼうそう(水痘症)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた化)するまで
	咽頭結膜熱	おもな症状が消失した後、2日が経過するまで
	結核	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	骨髄炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌 感染症(O157、O26等)	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸チフス・パラチフス	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第1種感染症: 新型コロナウイルス感染症・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱痘瘡  
 南米出血熱・ペスト・マールブルグ熱・ラッサ熱・ジフテリア・SARS(重症急性呼吸器  
 症候群)・ポリオ・鳥インフルエンザなど

園長 様

令和 年 月 日

## 出席停止報告書

下記のように診断書・加療を指示されましたので、出席停止の処置をとっていただきますようお願いいたします。

### 記

1. 対象園児名

\_\_\_\_\_ 組 園児名 \_\_\_\_\_

2. 診断・加療を指示された医療機関名

3. 診断された疾病名

4. 加療を指示された期間（診断を受けた日から登園許可の出た前日まで）

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 保護者名

保護者名 \_\_\_\_\_

6. その他

※医療機関でなく、保護者のかたがご記入ください。